

ようこそ！市議会へ



鹿児島市議会

市議会と市政

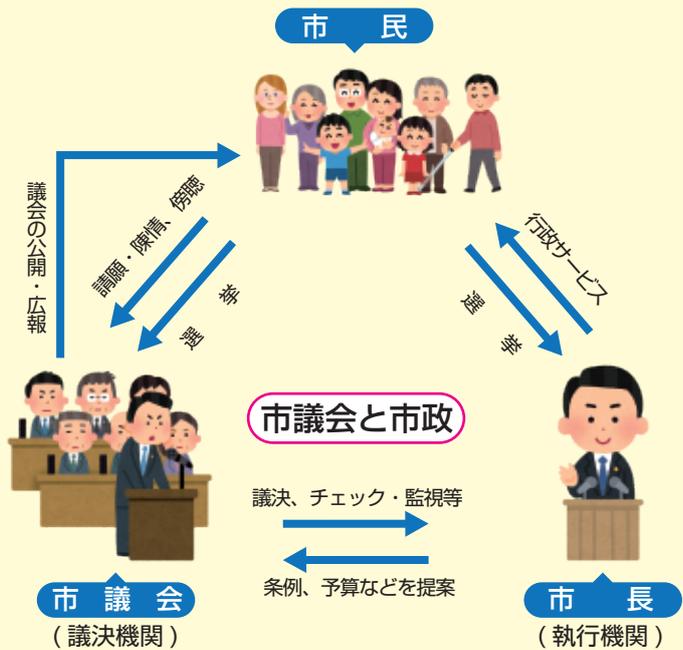
私たちの鹿児島市を、より住みよいまちにしていくためには、市民がみんなで話し合って進めていくことが理想的ですが、全員が集まって話し合うことは実際には困難です。

そこで、選挙で選ばれた市民の代表者（議員と市長）に自分たちに代わって市政について話し合ってもらっています。

市議会は、議員で構成され、市長が市政を行うのに必要な条例や予算などの重要なことがらを審議し決定する役割をもっています。

一方、市長は市議会の議決に従ってさまざまな事務事業を行います。

市議会と市長は、ともに対等な立場で市政の発展に努めます。



市議会の構成

○ 議員

議員は、4年の任期で市民の皆さんの選挙によって選ばれます。

現在の市議会議員の任期は、令和6年4月29日から10年4月28日までです。

市議会議員の定数は、条例で45人と定められています。



○ 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から議会の選挙で選ばれます。

議長は、議会を代表し、議場の秩序を保ち、また議会の事務を処理するなどの権限が与えられています。

副議長は、議長が病気などの理由でいないときに議長の代わりを務めます。

市議会の主な仕事

【条例等の議決】

市としての最終的な意思を決定します。

- ・ 条例の制定や改正
- ・ 予算の決定や決算の認定
- ・ 重要な契約や財産の取得・処分
の決定 など



【行政の監視】

民主的、効率的で、公正な事務が行われるよう市政の執行を監視します。

- ・ 市政に関する書類の検査
- ・ 監査委員への監査請求
- ・ 市政全般についての調査 など



【意見書の提出】

市に関係の深いことがらについて、国や県などに意見書を提出します。



議 会 基 本 条 例

「鹿児島市議会基本条例」を定めています。

鹿児島市議会基本条例で定めていること

議会についての
基本理念や基本的事項

議会と議員の
役割や活動原則を明らかにします！



◎その目的は…

市民の負託に応える議会を実現し、
市民福祉の向上及び
市政の発展に寄与することです。



《条例の主な内容》

議会の活動原則

議会は、市長等の執行機関の市政運営に対する監視や評価を行うとともに、市民に開かれた議会を目指し、市民意見の的確な把握に努めて、市政や議会活動に反映させることとしています。

市長等と議会との関係

本会議（委員会）において、審議等を行うに当たっては、論点及び争点を明確にし、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求め、常に緊張関係を保持し、市政運営に対する監視及び評価を行うこととしています。

議員の活動原則

議員は、市民意見の的確な把握に努めるとともに、調査・研究活動等により資質の向上に努め、政策立案や政策提言を積極的に行うこととしています。

議会の機能強化

政策立案等を積極的に行うため、委員会において、付託事件（議案、請願・陳情）や所管事務調査を対象に、議員同士が自由に意見を述べ合うことができる「議員間討議」により合意形成に努めることとしています。

市民と議会との関係

議会の会議を原則として公開し、市民に積極的に情報を発信するとともに説明責任を果たし、透明性の向上に努めることとしています。

また、委員会で請願や陳情の提出者から意見を聴く機会を設けています。⇒詳しくは5ページ

議員定数と議員報酬

議員定数は、人口、面積、財政力、事業課題などを類似都市と比較検討し、市民の意見を十分に反映できることを考慮することとしています。

議員報酬は、経済情勢や本市の財政状況、類似都市の議員報酬等を考慮することとしています。

一般的な会議の流れ



市長

予算や条例などの議案を市議会に提案します。



市議会で議決された結果に従ってさまざまな事務事業を行います。

議案

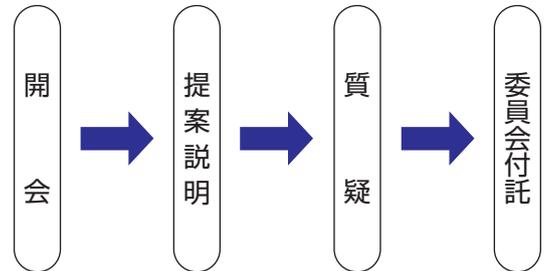
結果の通知

市

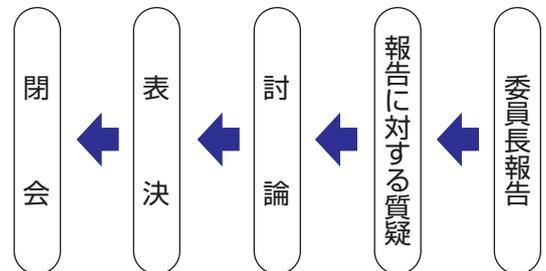
鹿児島市議会の定例会は年4回（2月または3

本会議

議案の提出者（市長等）が提案理由を説明し、議員が議案や市政などについて質疑（質問）をして、議会の最終意思を決定する会議です。



議場



表決は押しボタン式の表決機器を使用して行い、その結果は、議場内のモニターに表示されます。

議会には、定期的に行われる「定例会」と必要があるときに開かれる「臨時会」があります。ここでは、議案が提案されてから議決されるまでの会議の流れと市民の関わりを紹介します。

議 会

月、6月、9月、11月または12月) 開会されます。

委 員 会

- 常任委員会 (定数各9人・任期1年)
5つの委員会を設け、専門的に詳細な審査を行います。

委員会名	所 管
総務環境	総務局、企画財政局、環境局、会計管理室、 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、 他の委員会の所管に属しない事項
防災福祉こども	危機管理局、健康福祉局、こども未来局
市民文教	市民局、教育委員会
産業観光企業	産業局、観光交流局、農業委員会、 市立病院、交通局、水道局、船舶局
建設消防	建設局、消防局

- 議会運営委員会 (定数11人・任期1年)
円滑な議会運営のために、会期や議案・請願等の取扱いなどについて協議し、意見調整を図ります。

- 特別委員会 (定数各11人)
必要に応じて特別に設けられる委員会で、現在、次の委員会が設置されています。

- 桜島爆発対策特別委員会
- 都市整備対策特別委員会

※決算特別委員会

一般会計等の決算議案を審査するときに設置されます。



委員会室

※いずれの委員会も傍聴できます。詳しくは5ページをご覧ください。

市 民

会議の様子を知るには？



会議 (本会議・委員会) の傍聴
詳しくは5ページをご覧ください。

本会議のインターネット中継・
録画放映

本会議のモニターテレビ中継
(本庁・各支所 (東桜島合同庁舎含む))

会議録・委員会記録の
閲覧・検索

市議会だより

市議会公式 SNS
(Facebook・Instagram)



市議会ホームページ (インターネット中継)

願いを伝えるには？



請願・陳情

詳しくは5ページをご覧ください。

請 願 と 陳 情

○ 請願・陳情とは

市民が直接、議会に参加する方法の一つです。

市政に対する市民の要望や希望を直接反映させるための方法として、誰でも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。（議員の紹介があるものを「請願」、紹介がないものを「陳情」として取り扱っています。）

請願・陳情は、いつでも提出することができます。

○ 審査の方法

請願：すべて委員会に付託し、会期中または閉会中に審査します。

陳情：原則として、関係の委員会において審査しますが、内容が国等へ意見書提出を求めるものや議会の運営等に関するもの、委員会付託になじまないと判断されるものなど、全議員に参考送付するものがあります。

○ 請願者・陳情者の意見陳述

請願者・陳情者が希望し、かつ審査する委員会が認めたときは、提出した請願・陳情について、直接意見を述べることができます。

○ 作成の方法



左記2次元コードから、
市議会ホームページ<請願書・陳情書の作成・提出>をご参照ください。

会議の傍聴にお越しく下さい

【本会議の傍聴】

西別館4階の本会議傍聴受付までお越しく下さい。

※傍聴できる人数は90人（親子席、車いすスペースを含む）です。

○乳幼児をお連れの方は、親子席（4席）で傍聴できます。

○車いすスペース（5台分）を設けています。

○耳の不自由な方のために、ワイヤレス補聴器をご用意しています。

○手話通訳・要約筆記（無料）を希望される方は、5日前（閉庁日を除く。）までに市議会事務局総務課へご連絡ください。

○補助犬（盲導犬等）の同伴もできます。



親子席



車いすスペース



ワイヤレス補聴器

【委員会の傍聴】

西別館3階の委員会傍聴受付（市議会事務局）までお越しく下さい。

※傍聴できる人数は各委員会室ともおおむね12人（議会運営委員会室はおおむね8人）です。

市議会からのお知らせ

○ **市議会ホームページ**

市議会のさまざまな最新情報をご覧ください。



鹿児島市議会
ホームページ



市議会だより

○ **市議会公式SNS**

鹿児島市議会公式SNS (Facebook・Instagram) で市議会に関するお知らせや取り組みなどを発信しています。



Facebook



Instagram

○ **市議会だより**

広報紙「かごしま市議会だより」を定例会ごとに作成し、全世帯に配布しています。市議会ホームページからもご覧いただけます。また、目の不自由な方々のために「点字・音声版 (CD・テープ)」を作成して、必要な方に配布しています。

○ **会議録の閲覧・貸し出し、会議録検索システム**

本会議の会議録は、公共施設等で閲覧できるほか、地域公民館等で借りることができます。また、市議会ホームページから「会議録検索システム」で本会議・委員会の記録を検索・閲覧することができます。

○ **本会議中継・録画の放映**

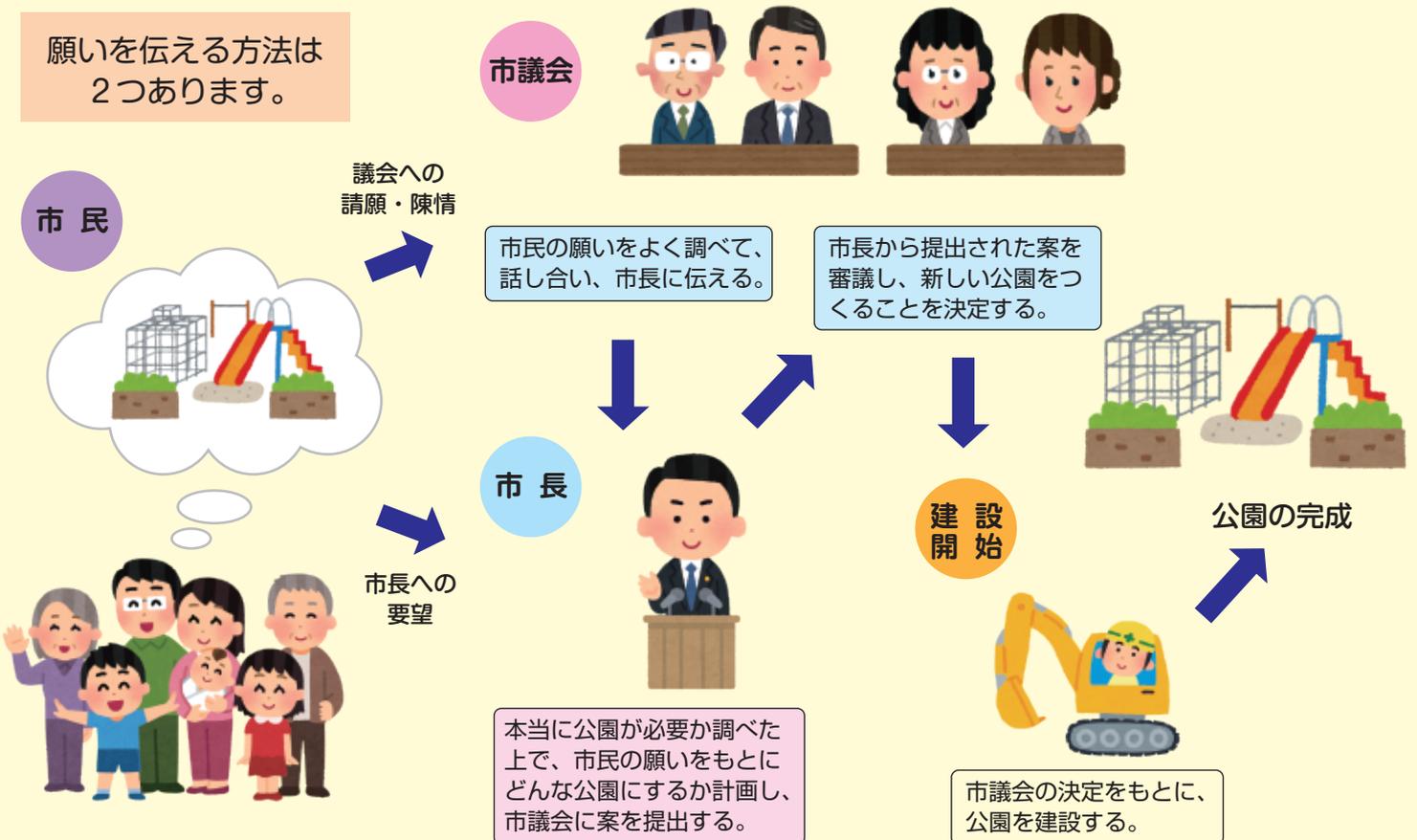
本会議の映像 (中継・録画) を市議会ホームページからご覧いただけます。また、本庁・各支所ロビーでも本会議中継をご覧いただけます。

○ **市政出前トーク**

「市民に身近な鹿児島市議会」を目指し、議会事務局職員が直接出向いて、市議会の仕組みなどを説明します。申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



みんなの願いがかなうまで ～たとえば公園ができるまで～





Q 市議会議員の氏名、住所、電話番号などを教えてください。



左記2次元コードから、
市議会ホームページ<議員名簿：一覧>をご参照ください。

Q 議員の報酬や期末手当の額を教えてください。



左記2次元コードから、
市議会ホームページ<よくある質問> 「議員の報酬金額を教えてください。」をご参照ください。

Q 政務活動費について教えてください。

A 鹿児島市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

Q 議会に来ている議員と面会するときの手続きを教えてください。

A 議会事務局（西別館3階）で受付をしてください。事務局職員が議員控室までご案内します。
なお、議員は、議会の会議（本会議や委員会など）がないときなど、登庁しない日もあります。

議 会 用 語 解 説

会 派	<p>考え方や目的などを同じくする議員の集まりのことです。</p> <p>鹿児島市議会における会派は、2人以上の議員で構成され、会派に属さない議員は、無所属としての取り扱いをしています。</p>
質 疑	<p>議案などの内容について疑問点を問いただすことを「質疑」、市政全般について問いただすことを「質問」といいます。</p> <p>鹿児島市議会の本会議では、質疑と質問を一緒に行っており、4人以上の会派の代表が行う「代表質疑」と、議員一人一人が行う「個人質疑」があります。</p> <p>代表質疑は、第1回定例会と第3回定例会、そして、市長改選後の初めての定例会で行います。また、第1回定例会では、2人以上の会派も行うことができます。</p> <p>個人質疑は、年4回ある定例会（2月または3月、6月、9月、11月または12月）で毎回行います。</p>
討 論	<p>議題となっている案件について、表決の前に議員が賛成・反対の意見を議場内の議員に訴えることです。</p>
表 決	<p>議会としての最終意思を決定（議決）するため、それぞれの議員が議題となっている案件に対し、賛否の意思を表明することです。</p> <p>類似した用語として「採決」がありますが、これは議長が各議員の意思表示を求めることを言い、「表決」と同じことです。</p>

鹿 児 島 市 議 会 事 務 局

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号（市役所本庁舎西別館3階）
TEL: 099-216-1450（総務課）、1454（政務調査課）、1456（議事課）
FAX: 099-216-1452